

医療機能分化等に関する医療法改正案について

平成25年6月20日

全国知事会

都道府県は、医療計画、医療費適正化計画、健康増進計画の作成・推進等を通じて、地域医療政策に大きな責任を担っており、今後も責任を果たしていく。

2025年にあるべき医療の姿に向けて、病院・病床の分化・連携を推進するため、都道府県が地域医療提供体制の整備に積極的に関与していくことを求められていることも十分認識している。

しかしながら、医療機能の分化・連携は極めて困難な業務であり、都道府県にとって大変重大な業務になることが想定されるにも関わらず、これまで、地域医療ビジョンの具体的内容やその実現に向けた具体的方策等について、都道府県と十分な協議が行われたとは言い難いと考えている。

病床機能情報報告制度や地域医療ビジョン策定等の実施主体となる都道府県が、これらの制度の内容等を十分に理解し、制度を実効性あるものとして運用できるかどうか等について適切な判断ができるよう、まずは国が具体的な提案を行うとともに、都道府県との間で手順を踏んだ丁寧かつ継続的な議論が必要であると考えている。

また、地域医療ビジョンの実現のためには、各地域の医療機関の理解が必要である点にも留意する必要がある。

このような状況下で、秋の臨時国会での法案提出ありき、平成27年度からの地域医療ビジョン策定ありきで議論を進めようというのは、いささか拙速であると言わざるを得ない。都道府県の同意なく法案提出等を行うことがないよう求める。

また、今般の医療法改正案には、都道府県の組織のあり方にまで国が関与しようとする内容が含まれているが、このような関与は、都道府県の自主性を損なうものであり、不適當である。

都道府県としては、地域医療提供体制の整備に関して、今後、国と議論を尽くした上で、制度の構築に真摯に取り組んでいく。